

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

文化財保護法や大分県及び大分市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該関係法令に基づき維持管理を行う。また、それ以外の建造物については、建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

維持・管理は、所有者(管理者)などが行うことを基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に関わる市長への届出及び勧告などの規定を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴などの調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復元することを基本とする。

さらに、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用に努めることとし、公開する場合は、所有者と協議の上、十分に配慮を行い実施する。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復元を基本とする。また、建造物の内部についても、建造物の価値を構成する要素となるものは、所有者と協議の上、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる技術的指導を踏まえて実施する。

(2) 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更などの許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値を損なわない範囲で実施する。特に、民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる技術的指導を踏まえて実施する。

（３）県、市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物

現状保存を基本とする。史跡名勝天然記念物を維持管理及び公開活用のために保存修理、復原などを行う場合には、歴史資料や古写真及び遺構などの根拠に基づく修理、復原などを原則とする。また、防災などの必要施設を付加する場合には、史跡名勝天然記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

特に民間が所有する史跡名勝天然記念物においては、補助制度などを活用して所有者などの負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導・助言を踏まえて実施する。

（４）その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財などでない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や市指定文化財として登録・指定するよう努める。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。

民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導・助言を踏まえて実施する。

（５）景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物については、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導・助言を踏まえて実施する。

3.届出が不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な場合については、以下の通りとする。

- ①文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ②文化財保護法第132条第1項に基づく登録記念物(名勝地関係)について、同法第133条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ③大分県文化財保護条例の規定に基づく県指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ④大分市文化財保護条例の規定に基づく市指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ⑤景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合

